

<別紙>

郡山市河内埋立処分場第4期埋立地拡張事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第11条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、郡山市逢瀬町河内地区の丘陵地において既存の一般廃棄物最終処分場の規模の拡張を想定しているものであるが、当該埋立処分場は現在同市内において稼働する唯一の一般廃棄物最終処分場として環境負荷の集中が懸念されることから、その実施により、周辺の生活環境及び自然環境に支障を来さないようにすること。
- なお、本事業計画を進めるに当たり、郡山市内において発生する廃棄物が将来にわたって適正に処理されるよう配慮すること。
- また、当該計画の実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画内容を再検討すること。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、その基礎となる資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅等の分布や自然状況等の多面的な視点から綿密な調査を実施することにより、一般廃棄物最終処分場の拡張工事及びその稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるようにすること。
- なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 本事業計画の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、道路拡幅等を含め事前に綿密に検討すること。
- (4) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、当該計画内容の周知、十分な説明と意見の聴取を確實に進めるとともに、当該地域が現在自然豊かで閑静であることを踏まえ、事業者として、当該住民の関心や懸念がどこにあるのか、その感得に誠実に努めること。
- なお、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、当該対象事業実施区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、その閲覧者が当該地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。
- (5) 事後調査の計画については、想定される追加保全措置を含め綿密に検討し、その結果

を準備書に具体的に記載すること。

2 大気質について

対象事業実施区域周辺には住宅等が点在していることから、建設機械や使用車両等より発生する排出ガス等による影響が懸念されるため、造成工事等の施工、工事用資材の搬出入、埋立対象物の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、気象を含む地域特性を踏まえた上で、必要に応じて専門家の助言を受けながら調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

3 騒音及び振動について

対象事業実施区域周辺には住宅等が点在していることから、建設機械や使用車両等より発生する騒音及び振動（以下「騒音等」という。）による影響が懸念されるため、本事業計画の実施に伴い発生する騒音等については、造成工事等の施工、工事用資材の搬出入、埋設対象物の輸送等を含め周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

4 悪臭について

対象事業実施区域周辺には住宅等が点在していることから、当該拡張対象施設の稼働中、悪臭による影響が懸念されるため、その影響が周辺地域住民の生活等に及ぶことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

5 地盤について

対象事業実施区域周辺には複数の断層の分布が推定されていることから、地震の発生により強震に見舞われた場合を想定し、その監視体制を含め周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、本事業計画に係る地形・地質については、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を環境保全措置を含め準備書に具体的に記載すること。

6 水環境について

(1) 本事業計画の実施に伴う地下水への影響について、調査、予測及び評価を追加し、その影響が回避又は低減されるよう環境保全措置について具体的に準備書に記載すること。

(2) 一般的に焼却灰には重金属が含まれている可能性があり、浸出液については、通常有害物質をほとんど含んでいない場合でも、魚類を用いたバイオアッセイにおいては、主として含有塩化物イオン又はアンモニア性窒素に起因する有害性を示すことが多いため、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、キレート吸着や脱塩等を含む高度処理過程や処理施設の維持管理を十全にする等、その結果を環境保全措置も含め準備書に具体的に記載すること。

なお、今後、浸出液処理に係る装備の増設や改修を行う場合には、その時の最新技術の導入に努めること。

(3) 浸出液処理水（放流水）の塩分が下流域の水利用に及ぼす可能性について、拡張対象施設の稼働による浸出液処理水（放流水）の放流先となる河川の放流点、その上流及び下流において、調査、予測及び評価に十分を期すこと。

なお、浸出液にカルシウムが多く含まれる場合、浸出液処理施設に繋がる集水管が閉塞する可能性が考えられるため、その対策について綿密な考察を加えること。

また、最近集中豪雨や大規模台風が頻発している等、降水量が変わりやすい状況が見られるため、浸出液量及び降水による浸出液の希釈の見積もりをするに当たり注意すること。

(4) 本事業計画の実施に伴い相当規模の土地の造成工事の実施が想定されていることから、最近集中豪雨や大規模台風が頻発していることも踏まえ、これらに伴う土砂や濁水の周辺河川への直接流出を確実に防ぐため、仮設沈砂池やしがら柵等の設置、それらの維持管理等の環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

7 動植物・生態系について

(1) 生態系は多くの動植物が結び付くことにより、また、野生生物の生息環境も連続して機能するものであることを踏まえ、本事業計画の実施に当たっては、近隣にある山林や関係水系の下流域に生息している水生生物をも含めた野生生物の生活に極力影響がないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成等の施工による一時的な場合も含め当該影響の十分な低減が図られるように検討し、その結果を環境保全措置も含め準備書に具体的に記載すること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、奥羽山脈の脊梁に繋がる自然豊かな場所であり、ふくしまレッドリスト調査においてトウホクサンショウウオ、シナイモツゴ、クマガイソウ等の希少性の高い動植物が生息・生育していると予想される範囲に当たることから、それらの現状を正確に把握できるよう環境影響評価方法書に記載されている動植物の調査を予定している時期、頻度、調査範囲、踏査経路、調査地点等について、必要に応じて専門家の助言を受けながら、再度綿密に検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 動植物・生態系について、予測及び評価するに当たっては、可能な限り厳重な条件を設定することとし、対象事業実施区域及びその周辺において重要な野生生物種の生息が確認された場合には、必要な環境保全措置を検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に生息していることが予想されるニホンモモンガ、ムササビ、ヤマネ、ミゾゴイ及びフクロウ類の生息状況を精確に把握するため、巣箱法や夜間調査を適期に実施する計画を追加し、これらに基づく予測及び評価が、より綿密なものとなるようすること。

(4) 対象事業実施区域は、事実上旧来の山林が伐り開かれた中に島状に存在しているため、林縁効果について綿密に考察を加え、これに係り周囲の補植計画等の適切な環境保全措置を策定して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

8 廃棄物等について

本事業計画の実施に伴い相当量の伐採木、建設残土等の発生が見込まれることから、当該発生量の予測及びそれらの適切な処理方法を綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、当該建設残土の発生については、最大限縮減するよう努め、その対象事業実施区域外への搬出は極力しない計画とすること。

9 放射線の量について

本事業計画を進めるに当たって、拡張対象施設の稼働に伴う埋立対象物の放射性物質濃度の確認について、その方法や頻度等を準備書に具体的に記載すること。

10 その他

(1) 対象事業実施区域周辺には住宅等が点在していることから、工事用資材の搬出入、埋設対象物の輸送等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を綿密に検討すること。

(2) 本事業計画の拡張対象施設及びその関連施設の稼働中の維持・安全管理、稼働終了段階における施設の拡張、廃止施設の撤去、環境回復措置等について予め検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 対象事業実施区域周辺は農業の盛んな地域であるため、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含め農作物の栽培等に影響するがないよう、その内容等を綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(4) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。